

福祉会館条例の一部改正案

＜主な改正点＞（いずれも平成29年10月利用分から）

1 有料施設を増設します

（現行）会議室

（改正案）会議室、研修室、小会議室

2 利用区分と料金を改定します

（現行）午前：午前9時から正午まで 1,200円

午後：午後1時から午後5時まで 1,500円

全日：午前9時から午後5時まで 2,400円

（改正案）2時間ごと

種別	区分	午前A	午前B	午後A	午後B
		午前9時から 午前11時まで	午前11時から 午後1時まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで
会議室（半面）		400円	400円	400円	400円
研修室		300円	300円	300円	300円
小会議室		100円	100円	100円	100円

3 利用料金の減免規定を見直します

- （現行）(1)本市及び本市の機関が使用する場合 10割
(2)市内の社会福祉事業に関係する団体等が福祉活動のために使用する場合 10割
(3)その他指定管理者が特に必要があると認める場合 5割
- （改正案）(1)会館の指定管理者が指定管理業務として実施する講座等の事業を実施するため使用する場合 10割
(2)福祉活動を行っている市内の社会福祉事業に関係する団体等が使用する場合 10割
(3)本市及び本市の機関と共催する場合並びに会館の指定管理者が自主事業の一環として共催する場合 5割
(4)その他市長が特に必要があると認めた場合 5割又は10割

4 その他

- ・利用料金の支払いに当たり、ZENの使用を可能にします。
- ・会館内における活動の制限を明記します。
- ・放送設備の利用料を削除します。
- ・使用する日の3月前の初日から利用申込を開始します。
- ・利用料金の支払いと、還付の規定を追加します。